

付加給付制度とは

高額な医療費を支払った場合に一部を給付する制度

高額療養費制度のように国が定める制度ではなく、健康保険組合が独自に設けている制度です。

一般的には、自己負担額の上限額が設定されて、それを超えた場合に差額が給付されます。

「高額療養費制度」と似ていますが、「付加給付制度」の方が上限額が低く設定されることが多いので、さらに自己負担額を安くすることができます。

付加給付制度を設けていない健康保険組合もあります。

例えば、「全国健康保険協会(協会けんぽ)」や「市町村の国民健康保険」は、この制度はありません。

加入している健康保険に付加給付制度があるか、支給方法などを確認するには

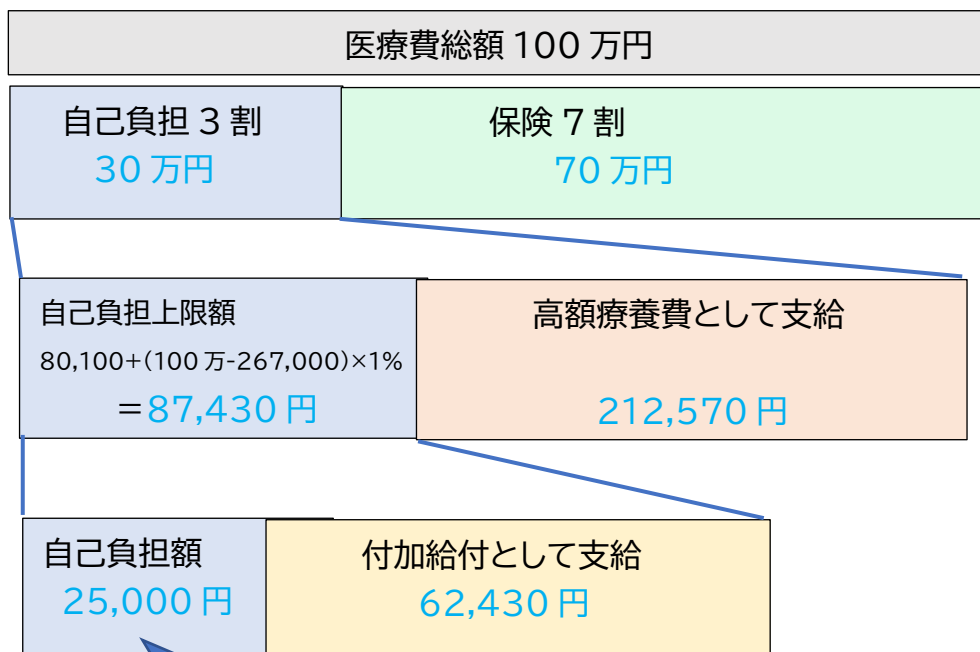
まず、加入している健康保険組合のウェブサイトや福利厚生のパフレットなどをご確認ください。**組合ごとに付加給付制度の名称や、給付方法、自己負担上限額は異なります。**分からない場合は、健康保険組合に電話などでお問い合わせください。

例 1ヶ月の医療費の自己負担額が、30万円

○高額療養費制度の適用区分 「ウ」 (80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%)

(※ 高額療養費の適用区分については、「高額療養費制度について」をご覧ください)

○付加給付の自己負担上限額 25,000 円



最終的な自己負担額